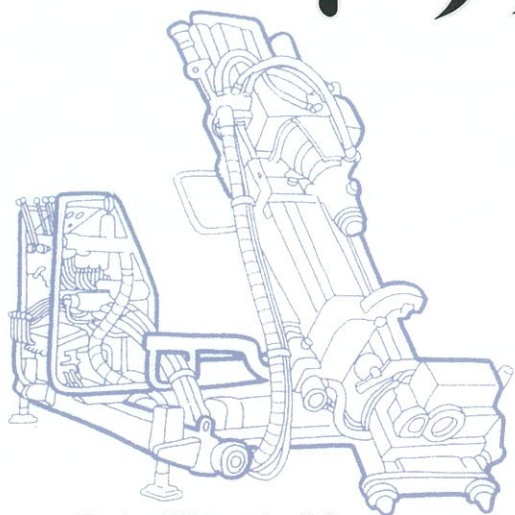
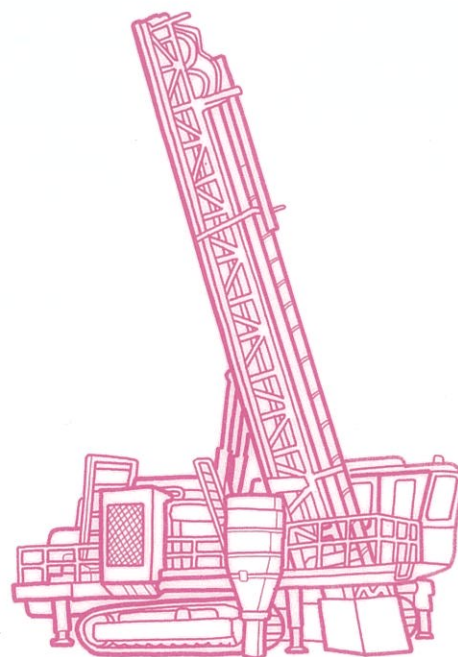


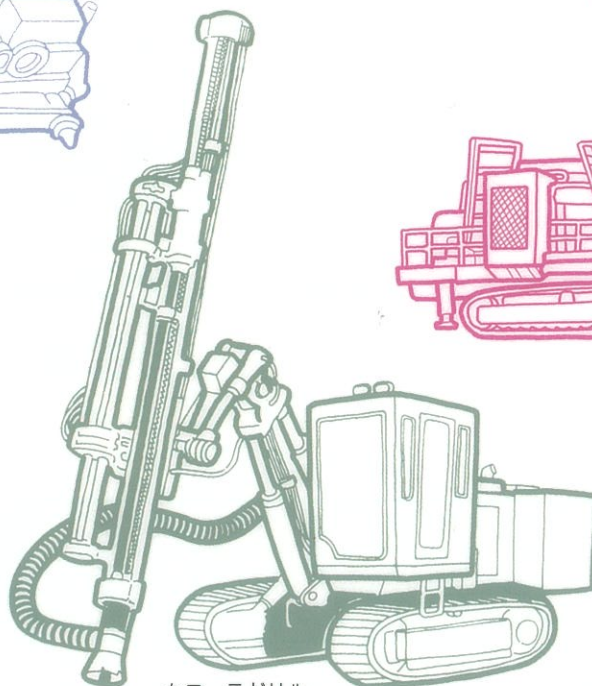
知っていますか？ ドリルのこと。



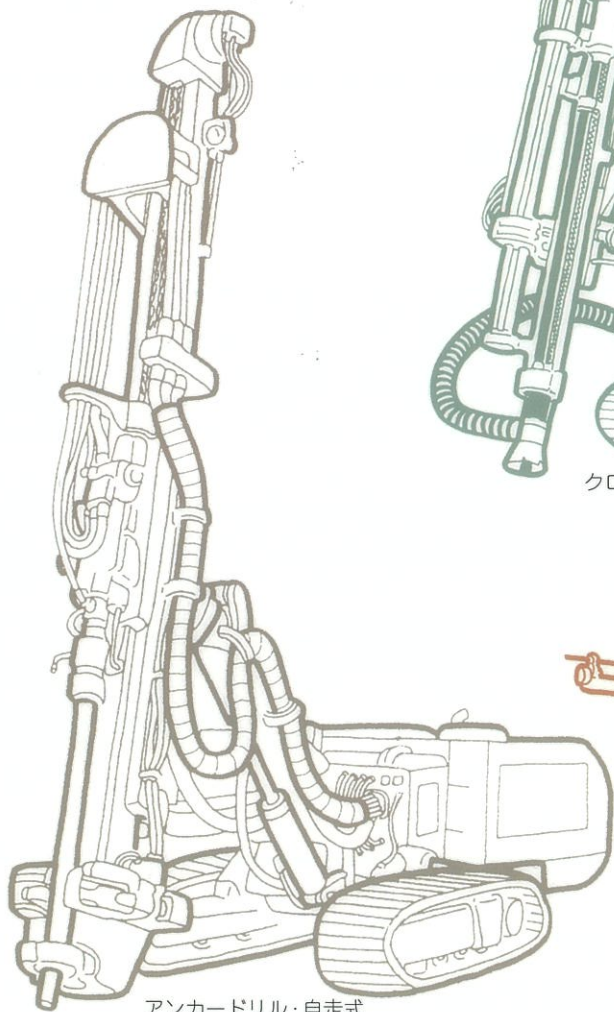
アンカードリル・スキッド式



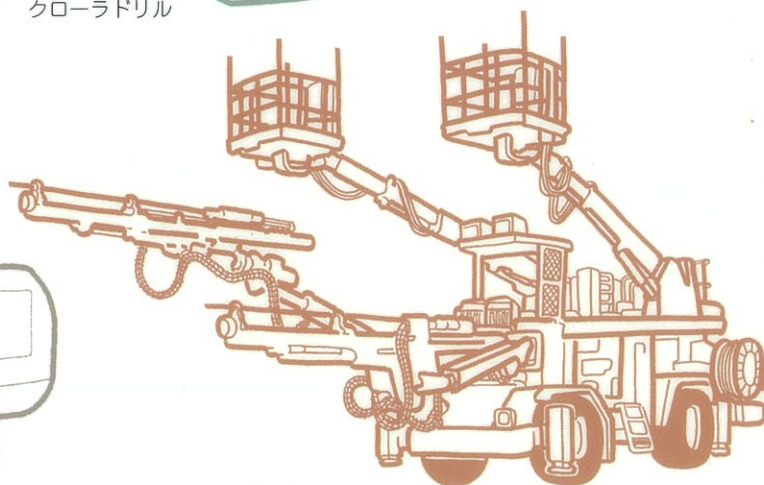
ロータリードリル



クローラドリル

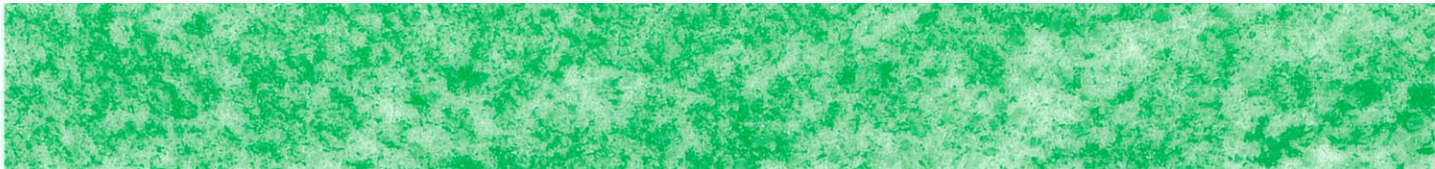


アンカードリル・自走式



ドリルジャンボ

ドリルと労働安全衛生法



検査業検査



事業内検査

上記ステッカーは、下記4機種のドリルには貼付していません。

クローラドリル、ロータリードリル、アンカードリル、ドリルジャンボは労働安全衛生法に基づく「特定自主検査」の対象ではありません。

従って、同法に基づく特定自主検査の検査済み標章(ステッカー)を機械に貼付することは出来ません。



技能講習修了証



特別教育修了証

上記修了証は、下記4機種のドリルの運転には必要ありません。

クローラドリル、ロータリードリル、アンカードリル、ドリルジャンボは労働安全衛生法に基づく運転資格はありません。

従って、同法に基づくオペレータの「技能講習」や、「特別教育」の義務はありません。

しかし、メーカーは使用者が行う安全点検やオペレータの教育指導を取扱説明書などの資料に基づいて支援しております。

但し、ドリルの中でも、労働安全衛生法施行令・別表第7に掲げてあり、動力を用いて不特定の場所に自走できる、アースドリル、リバースサーキュレーションドリル、せん孔機(チュービングマシンを有するもの)といった**基礎工事用機械**は特定自主検査の対象であり、技能講習に基づく運転資格が必要となりますのでご注意ください。

加盟ドリル製造会社

エピロックジャパン株式会社/株式会社MCDプロダクト/鉦研工業株式会社
サンドビック株式会社/株式会社テイサク/古河ロックドリル株式会社

一般社団法人 日本建設機械工業会

〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8
機械振興会館内 2F

TEL. (03) 5405-2288 (代) / FAX. (03) 5405-2280
URL: <http://www.cema.or.jp>